

平成 29 年 10 月 13 日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 2 号をもって貴職から諸問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

別 紙

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）